SAMURAI

士業をご存知!?

DO YOU KNOW THE PROFESSIONAL OF THESE?

行政書士　土地家屋調査士　税理士　弁護士　司法書士　社会保険労務士　弁理士　不動産鑑定士　公認会計士　中小企業診断士　海事代理士

弁護士

義務付けられている企業のセクハラ相談窓口を弁護士に

弁護士法人デイライト法律事務所　代表 宮崎晃

経営者の皆様は、企業規模にかかわらずセクハラに関して相談窓口の設置が、男女雇用機会均等法により義務付けられているのをご存知でしょうか。

この設置義務を怠ると、実際にセクハラが起きた場合、企業は被害者に対して賠償責任を負います。賠償だけで済めばよいのですが、この問題はマスコミに取り上げられることが多いため、企業の社会的信用失墜につながります。最近ではパワハラの被害も急増しています。

このようなハラスメントリスクを未然に防止するために、ぜひお勧めしたいのは、弁護士(法律事務所)をセクハラ等の相談窓口として定め、社員の方々に周知しておくという方法です。

以下の様なメリットがあります。

・相談担当者がプロであることから、内容や状況に応じ、適切に対応できること。

・相談担当者の育成が不要であり、人的資源を確保し、本来の業務に集中できること。

・相談者にとっても、外部の専門家であり、相談しやすいこと。

・守秘義務を負う弁護士が対応するので、外部に漏れる心配がないこと。

外部相談窓口の設置に対しては、世間に会社の問題が発覚すると懸念されるかもしれませんが、それは杞憂です。新聞等で取り上げられるセクハラ問題の多くは、社員からのマスコミに対する直接の内部告発によるものです。社員が内部告発を行うのは「会社に相談しづらい」、「相談しても不適切な対応をされた」ことによるものです。

当事務所を外部相談窓口として設置した場合、相談しやすく適切な対応が可能です。顧問契約を締結している企業については、セクハラ問題の相談についても無料で行っています。当事務所の「セクハラ・パワハラ対策110番」を企業防衛戦略の一つとしてご活用いただければ幸いです。

講演会、セミナーも開催していますので、ぜひご参加ください。

労働問題に関する当事務所の実績、方針等の詳細についてはホームページをご参照ください。

www.fukuoka-roumu.jp【福岡 労働問題 弁護士】でご検索ください。

弁護士法人デイライト法律事務所

代表 宮崎晃

弁護士になった当初から顧問先等の労働事件を数多く扱い、労働問題に関して絶対的な強みをもっている。企業法務に携わる弁護士として、「トラブルの発生を未然に防止すること」が最も大切なことと認識し、企業等に対して、積極的にセミナーも開催している。

所 博多区博多駅前2-1-1福岡朝日ビル7F
TEL 0120-783-645 HP http:www.daylight-law.jp
受付/平日9:00～21:00